

# 住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金(10万円/1世帯)のご案内

長期化する新型コロナウイルス感染症の影響を受け、様々な困難に直面している住民税非課税世帯等が抱える経済的負担の軽減をはかるため、当給付金を支給します。

- 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金(1世帯あたり10万円)は、住民税均等割非課税世帯や令和3年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。
- 給付金を受給するためには、**手続きが必要**です

## 支給対象となる世帯

世帯全員の令和3年度  
**「住民税均等割が非課税」**の世帯  
(世帯の全員が、住民税が課されている他の親族等の扶養を受けていないこと。)

コロナウイルス感染症の影響で  
令和3年1月以降の収入が減少し、  
世帯全員が**「住民税非課税相当」**  
となった世帯(家計急変世帯)

### 鏡野町から確認書を送付しています

返送がない場合は給付金を支給することができませんので、確認書の返送がお済みでない方は至急の返送をお願いします。

### 申請が必要です

申請書が必要な方は、下記までご連絡ください。申請書に必要な書類を添付し申請期限までに窓口または郵送でご提出ください。

申請書提出期限は令和4年9月30日(金)ですが、早めの申請をお願いします。

**お問い合わせ先**

鏡野町保健福祉課 福祉係 担当：渡邊  
電話(0868)54-2986 FAX(0868)54-2891